## (1)役員会

#### ① 設置の趣旨(目的)及び組織

## ア 組織設置の趣旨(目的)

役員会は、国立大学法人法第 11 条第2項に則り整備された国立大学法人上越教育大学役員会規則に基づき、次のとおり本学運営に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見)及び年度計画に関する事項
- ii) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- iii) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- iv) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- v) その他役員会が定める重要事項

### イ 組織の構成及び構成員等

役員会は、学長及び理事で組織されている。役員会規則において、「監事及び副学長は、役員会に出席 し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事及び副学長に出席を求めている。

## ② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

役員会は,原則,毎月第2水曜日に開催。令和元年度においては,12回(第127回~第138回)開催 した。

# イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①平成30事業年度の業務実績に関する評価、②平成30事業年度決算、③令和2年度概算要求、④授業料その他費用に関する規程等の一部改正、⑤教科内容先端研究センターの設置、⑥年俸制適用職員給与規程の一部改正等、⑦サイバーセキュリティ対策等基本計画の策定、⑧附属中学校部活動指導員の導入、⑨学長選考会議規則及び役員会規則の一部改正、⑩危機管理室規程の一部改正、⑪職員の給与の改定、⑫令和元年度学内補正予算、⑬令和元年度学内補正予算(第2次)、⑭令和2年度学内予算編成方針、⑮非常勤役員手当の改定、⑯健康教育研究センターの設置、⑰学則の一部改正、⑱理事と事務局長の兼務解消に伴う学内規則の一部改正、⑲学長選考会議規則の一部改正、⑳令和2年度年度計画、㉑心理教育相談室の名称変更、㉑内部統制規則の制定等、㉓目的積立金の執行計画㉑令和2年度学内予算、㉓同一労働・同一賃金、㉖人事関係規則の一部改正、㉑インフラ長寿命化計画(個別施設計画)、等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等 議題の審議及び報告事項の終了後に、特に時間を設け意見交換を行い、情報共有を図った。

### ③ 優れた点及び今後の検討課題等

役員会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分機能している。特に、監事及び 副学長に毎回出席を求め、意見を聴取しており、適正な大学運営の確保に努めている。